

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		ふぐ処理施設の認定
根拠条例・規則等名		埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例
条 項		第 1 3 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 食品衛生課 (電話 : 048-840-2226)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下に該当する要件を満たすこと 1 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例 2 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則 3 さいたま市食品衛生法施行細則 4 埼玉県食品衛生法施行条例 5 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例等に係る事務 処理要領
	設定等年月日	平成 2 3 年 9 月 2 9 日 設定 令和 5 年 4 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 1 日間
	設定等年月日	平成 2 3 年 9 月 2 9 日 設定 令和 5 年 4 月 1 日 最終改正
備 考		